

千葉県総合スポーツセンター

指定管理者募集要項

令和5年7月24日

千葉県

目次	頁
1 対象施設の概要.....	1
2 指定管理者の業務の範囲.....	2
3 業務の基準.....	3
4 指定の期間.....	4
5 応 募.....	4
6 提出書類.....	5
7 管理運営経費等.....	6
8 質問事項の受付.....	7
9 現地説明会の実施.....	7
10 申請書提出先及び提出期間.....	7
11 選定方法.....	7
12 申請に要する経費.....	7
13 無効又は失格.....	7
14 選定結果.....	8
15 指定管理者の決定及び協定.....	8
16 スケジュール.....	8
17 その他.....	8
18 添付資料・様式.....	8

千葉県総合スポーツセンター指定管理者募集要項

千葉県総合スポーツセンターの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称 千葉県総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）

(2) 所在地 千葉県千葉市稲毛区天台町323

(3) 施設の沿革、役割等

現スポーツセンターは、昭和40年代を中心に建設され、昭和48年開催の国民体育大会（若潮国体）のメイン会場となって以来、県の中核的スポーツ施設として各種県大会をはじめ、国際・全国・関東大会等を開催してきました。

また、平成11年にはスポーツ科学センターを設置するなど、千葉県スポーツの普及・推進の中心としての役割を担っています。

次の管理運営方針を持って活用されています。

① 県民のニーズにあったスポーツ施設を提供することにより、生涯スポーツの推進を図るとともに、県民の健康及び体力の保持増進を図る。

② スポーツ科学に基づく相談や指導を行うことにより、指導者の育成やスポーツ選手の競技力向上を支援する。

③ スポーツ施設を有する都市公園として、県民の公共の福祉の増進に寄与する。

(4) 施設概要

① 敷地総面積 426,923m²

② 建物延面積 41,936.55m²

③ 主な施設 ※詳細は「千葉県総合スポーツセンター施設一覧表」参照

○スポーツ科学センター

○陸上競技場

○第2陸上競技場

○野球場

○軟式野球場

○ソフトボール場

○庭球場

○サッカー・ラグビー場

○体育館

○弓道場

○武道館

○宿泊研修所

(5) 利用時間及び休所日等

千葉県総合スポーツセンター管理規則第3条及び第4条の規定による

① 利用時間

ア 陸上競技場、第2陸上競技場、野球場、軟式野球場、ソフトボール場、庭球場、サッカー・ラグビー場及び弓道場は、午前9時から午後5時まで

イ スポーツ科学センター、体育館、武道館及び宿泊研修所（宿泊施設を除く。）は、午前9時から午後9時まで

② 休所日

ア 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

イ 12月28日から1月4日まで

ウ 臨時休所日は特別の事情により、指定管理者が休所を必要と認めて、千葉県知事（以下「知事」という。）の承認を受けて定めた日

なお、利用時間・休所日ともに指定管理者が特に必要と認めた場合は知事の承認を受けて変更することが出来ます。

(6) 施設利用者数

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
スポーツ科学センター	143,015 人	47,933 人	69,305 人
陸上競技場	112,481 人	27,532 人	65,174 人
第2陸上競技場	122,425 人	30,035 人	61,221 人
野球場	0 人	9,467 人	8,315 人
軟式野球場	10,492 人	3,453 人	9,356 人
ソフトボール場	5,978 人	1,667 人	4,098 人
庭球場	49,956 人	21,495 人	41,600 人
サッカー・ラグビー場	19,237 人	9,732 人	16,542 人
体育館	31,308 人	0 人	0 人
弓道場	28,030 人	13,379 人	17,156 人
武道館	53,976 人	8,874 人	19,705 人
宿泊研修所	15,999 人	5,296 人	6,813 人
計	592,897 人	178,863 人	319,285 人

(7) 収支状況

令和元年度から令和3年度の収支状況

収入

単位：千円

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県委託料	346,300	381,943	378,489
利用料金収入	47,748	19,334	28,930
その他収入	20,994	6,421	10,999
計	415,042	407,698	418,418

支出

単位：千円

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費	172,372	159,404	183,003
需用費	38,118	16,715	10,725
光熱水費	54,660	42,953	45,059
工事費・修繕費	25,510	26,850	25,700
委託費	69,362	70,582	69,272
その他	72,576	85,323	86,661
計	432,598	401,827	420,420

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設等の運営に関する業務

① 施設の利用（利用の許可を含む）に関する業務

② 施設の利用調整

このうち、スポーツ科学センター内の第1・第2研究室、指導室、スポーツ交流室については、県で利用調整等を行います。

③ 施設の運営に関する業務

- ④ 利用者等の看護業務
- ⑤ 施設の利用料金の設定及び収受に関する業務
- ⑥ 利用者へのサービスの提供に関する業務
- (2) 施設等の管理に関する業務
 - ① 施設・設備及び備品等の維持管理に関する業務
 - ② 清掃等に関する業務
 - ③ 警備等に関する業務
 - ④ フィールド、トラック及び芝生スタンドの管理に関する業務
 - ⑤ トレーニングルーム、測定室の管理
 - ⑥ 廃止施設の管理
 - ⑦ 園地等の管理に関する業務
 - ⑧ 設備の保守管理に関する業務
 - ⑨ 自家用電気工作物に関する業務
 - ⑩ 施設・設備の工事、修繕に関する業務

このうち、県が使用許可した諸団体（(公財)千葉県スポーツ協会等）の事務所については、各団体が負担すべき費用を負担し責任を持って管理するが、空調管理、エレベーター管理等全館共通管理業務については指定管理者が管理します。
- (3) スポーツ推進に関する業務への協力等
 - ① 国体選手強化・サポート事業及びジュニア選手強化事業への協力
 - ② 陸上競技場公認に関する業務
 - ③ 第13次「千葉県体育・スポーツ推進計画」実現に向けて千葉県が実施する事業への協力
 - ④ ハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)ネットワーク連携への協力
 - ⑤ 総合型地域スポーツクラブへの支援に関する業務
- (4) 関係団体等への加盟

指定管理者は、体育施設の維持管理等の充実を図るため、千葉県スポーツ施設協会及び日本スポーツ施設協会等に加盟していただきます。
- (5) その他の業務

指定管理者は、県と協議のうえ、スポーツセンターの運営にあたって配布する印刷物等を活用した広告事業を実施し、広告料収入をスポーツセンターの管理運営に充てることができます。

※ 留意事項

- ◇(公財)千葉県スポーツ協会事務所、千葉県高等学校PTA連合会事務所及び千葉県高等学校文化連盟事務所、千葉県高等学校体育連盟事務所等の行政財産使用許可に関する業務は県で行いますので、指定管理業務には含まれません。

3 業務の基準

- (1) スポーツセンターの管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。
 - ① 地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則、
 - ② 千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
 - ③ 教育機関設置条例
 - ④ 千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例
千葉県総合スポーツセンター管理規則
 - ⑤ 労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令
 - ⑥ その他関連法規

なお、指定管理者がスポーツセンターの利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。
- (2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、スポーツセンターの施設内において、「2 指定管理者の業務の範囲」に該当する業務以外

の業務であり、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して行う、施設のサービス向上に資する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。自主事業については事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。

- (3) 事業計画書提出後に新たな事業を企画・実施するなど事業計画を変更する場合、実施内容や利用者から徴収する料金等について、事前に県への協議を行うこと。
- (4) スポーツセンターの管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。
- (5) スポーツセンターの指定管理者が作成し、又は取得した文書（スポーツセンターの管理業務に係るものに限る。以下「管理文書」という）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。
なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、知事に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに知事に報告し了承を得る。）
- (6) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。
- (7) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、総合スポーツセンターの管理の業務に係る個人情報について、千葉県個人情報保護条例第53条の規定に基づく「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」に基づき適正に取り扱うこと。
- (8) 指定管理者が行うスポーツセンターの利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。
- (9) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (10) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組みを実施すること。
- (11) 施設利用の予約について、令和6年度中にオンラインシステムによる申込み及び利用決定を行うようにすること。
また、利用料金についても、令和6年度中にキャッシュレス決済を導入すること。
- (12) 指定管理者は、スポーツセンターの業務を一括して第三者に委託又は請け負わないこと。
- (13) 指定管理者が行う業務の詳細及び広告事業を実施する際の基準については、千葉県総合スポーツセンター管理業務等仕様書及び施設・設備維持管理業務仕様書等によること。

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき認めるときは指定を取り消すことがあります。

5 応募

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ② 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者

資格を取り消されていないこと。

- ② 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- ⑤ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

スポーツセンターのサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第3号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）、グループ（共同体）協定書（様式第5号）を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書に記載漏れや添付書類の不足等、形式的な不備がある場合は、数日程度の期限を定めて補正を指示することがあるので、速やかに対応してください。

- (1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式、押印不要）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 関係書類
 - ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ④ 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（法人のみ）
 - ⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
 - ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、県税及び市町村税を滞納していないことが確認できるもの）

- ・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）
- ・千葉県税は、県税事務所発行の納税証明書（第40号様式その2）
- ・市町村税の納税証明書（様式名は各市町村へお問い合わせください）

- ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑧ 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した、受付印があるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）。なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書（様式第2号）。
- ⑨ 厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果
- ⑩ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであることを証する書類
- ⑪ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。
 - ・グループ（共同体）応募届（様式第3号）
 - ・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）
 - ・グループ（共同体）協定書（様式第5号）

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本30部（副本は複写可）とします。

7 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

ア) 利用料金

- ・スポーツセンターの利用に係る料金は指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。

イ) 千葉県の負担

・管理業務に係る千葉県負担については、消費税及び特別地方消費税込みの金額で、5年間の総額が、以下の参考金額以内となるように申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。（5年間の総額が参考金額以内であれば、年度別の金額を超える申請も可能です。）

なお、指定管理期間中、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更や、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。危険負担は危険負担表（別記）のとおりです。

(参考金額)	5年間の総額	: 2,140,500千円	(194,590,910円)
	令和 6年度	428,100千円	(38,918,182円)
	令和 7年度	428,100千円	(38,918,182円)
	令和 8年度	428,100千円	(38,918,182円)
	令和 9年度	428,100千円	(38,918,182円)
	令和10年度	428,100千円	(38,918,182円)

※総額及び年度の（ ）はうち消費税及び特別地方消費税の額

(2) 指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

体育館については、令和10年度中の供用開始に向けて、建替工事を実施しており、工事期間中は利用中止となります。収支予算の策定にあたっては、令和10年度まで利用がないものとして積算してください。供用開始後の取扱いについては、改めて指定管理者と協議させていただきます。

また、庭球場コート復旧工事等、施設について改修工事等を行う予定があります。改修工事等については、具体的な方針が決まり次第、随時指定管理者と協議させていただきます。

また、令和6年度中に陸上競技場、令和9年度中に第2陸上競技場の公認更新申請をし、実測調査及び審査を受ける予定です。そのため、事前に公認更新に係る調査を行い、必要があれば改修等を行うことがあります。

8 質問事項の受付

- (1) 募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
- (2) 受付期間 令和5年 7月31日(月)から令和5年 8月18日(金)まで
- ② 受付方法 質問書(様式第6号)に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。
FAX 043-222-5716 E-Mail kyo-spo2@mz.pref.chiba.lg.jp

9 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、「説明会参加申込書」に必要事項を記入し、FAX又は電子メールで下記提出先へ令和5年8月8日(火)午後5時までにお申し込みください。各団体の参加者は2名以内とします。

- ① 開催日時 令和5年8月10日(木) 午前10時から午前12時まで
- ② 開催場所 千葉県総合スポーツセンター内 スポーツ科学センター
- ③ 提出先 千葉県環境生活部スポーツ・文化局 競技スポーツ振興課
施設・調整班 FAX 043-222-5716 E-Mail kyo-spo2@mz.pref.chiba.lg.jp

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県環境生活部スポーツ・文化局 競技スポーツ振興課
施設・調整班 (県庁本庁舎18階)
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL043-223-4106
- (2) 提出期間 令和5年9月11日(月)から令和5年9月22日(金)まで(県の休日を除く)の午前8時30分から午後5時までとします。
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までには必着のこと。
※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

11 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに別紙の審査基準に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、環境生活部指定管理者(候補者)選定委員会(以下「選定委員会」という。)において候補者を選定します。
- (2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。(時間、場所については申請者に後日連絡します。)
- (3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類(上記6、(3)関係書類、様式第3号以下)に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

1.4 選定結果

選定委員会で候補者に選定された団体については、令和5年11月上旬頃に千葉県ホームページに掲載します。また、選定結果の詳細については、令和5年11月中旬頃に千葉県ホームページに掲載します。

1.5 指定管理者の決定及び協定

- (1) 指定管理者は令和5年12月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。
- (3) 前管理者から管理業務を引き継ぐために要する費用、及び次の管理者に管理業務を引き継ぐために要する費用について、県からの別途負担はありません。指定管理者の責任で行っていただきます。

1.6 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和 5年	7月24日（月）	募集要項公表・配布開始
	7月31日（月）	質問事項受付開始
	8月10日（木）	現地説明会
	8月18日（金）	質問事項締切
	9月11日（月）	申請書受付開始
	9月22日（金）	申請書提出期限
	10月中旬	プレゼンテーション 外部有識者等からの意見聴取
	10月下旬	選定委員会で候補者の審査・選定、選定団体の公表
	11月上旬	選定結果の公表
	12月中旬	指定管理者の議決（12月定例県議会）
令和 6年	1月中旬	指定管理者の指定
	3月上旬	協定書の締結 管理業務の引継ぎ
	4月1日～	指定管理者による管理開始

1.7 その他

- (1) 提出された書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後30日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類（複写物を含む）は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「5 応募（1）⑥」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

1.8 添付資料・様式

- ① 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式）
（グループ申請の場合の記載例）
- ② 事業計画書（様式第1号）
- ③ 収支計画表（様式第1号の2）
- ④ 収支計画書（様式第1号の2の2）
- ⑤ 収入内訳書（様式1号の2の3）
- ⑥ 給与積算内訳書（様式第1号の3）

- ⑦ 委託予定業務一覧表（様式第1号の4）
- ⑧ 障害者雇用状況報告書（様式第2号）
- ⑨ グループ（共同体）応募届（様式第3号）
- ⑩ グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）
- ⑪ グループ（共同体）協定書（様式第5号）
- ⑫ 質問書（様式第6号）
- ⑬ 説明会参加申込書
- ⑭ 千葉県総合スポーツセンター管理業務等仕様書
- ⑮ 危険負担表
- ⑯ 審査基準
- ⑰ 千葉県総合スポーツセンター平面図
- ⑱ 千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例
- ⑲ 千葉県総合スポーツセンター管理規則

問い合わせ先

千葉県環境生活部スポーツ・文化局

競技スポーツ振興課 施設・調整班

TEL043-223-4106 FAX 043-222-5716

E-Mail kyo-spo2@mz.pref.chiba.lg.jp

危険負担表

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの（1件あたりの修繕額が100万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。）		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの1件あたりの修繕額が100万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。）		○
	〃（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	〃（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備により情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

千葉県総合スポーツセンター指定管理者審査基準

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項 (参考)
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるか（指定手続条例第3条第1号）	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	3	管理運営 基本方針 収支計画
		県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3	
		経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か（管理運営において法令違反等に係る行政指導又は行政処分を受けたことはないか）	3	
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	3	
		要配慮者への対応は適切か	3	
個人情報取り扱い適正か	個人情報保護の取組	個人情報保護のための適切な措置がとられているか	3	

【一般項目の審査】

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項 (参考)	
事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか（指定手続条例第3条第2号）	利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か	3	事業計画書	
		利用者増加への取組内容は適切か	5		
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れているか	3		
		利用者の利便性や健康増進などのサービス向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	サービスの向上のための取組内容は適切か		7
			募集要項に示した内容への提案は適切か		3
			自主事業の提案は、公の施設のサービス向上に資するものとなっているか。また、指定管理業務を妨げない範囲となっているか		3
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか	3		
		利用者意見の把握、苦情の対応策は適切か	3		
		求めている内容が事業計画書で提案されているか	3		
	管理に係る経費の縮減効果（又は収益性の確保）	施設管理、安全管理は適切か	3		事業計画書
		維持管理は効率的に計画されているか	3		
		経費の縮減等は見込まれるか	5		12
施設を効果的に活用して収入増を図り、管理経費全体の節減を図る計画となっているか		7			
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか（指定手続条例第3条第3号）	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか	5	事業計画書 収支計画書 施設利用料 収入計画書 定款 財務諸表 役員名簿 事業報告書 など	
		収支計画の実現可能性はあるか	3		
		販売費及び一般管理費の額は適正か	3		
	安定的な運営が可能となる人的能力	人員配置等管理運営体制は適切か	5		
		職員採用、確保の方策は適切か	3		
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	職員の指導育成、研修体制は十分か	3		
		団体の財務状況は健全か	5		
類似施設の運営実績	金融機関、出資者等の支援体制は十分か	3			
その他	危機管理	実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか	3	事業計画書	
		危機管理対策は適切か	3		
		スポーツ推進	スポーツ推進につなげる運営計画となっているか		10
	環境問題への取り組み	事業推進に対する環境への配慮を計画しているか	3		
合計			100		

グループ応募に係る団体審査基準

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項 (参考)
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。 (指定手続条例第3条第3号)	グループで応募する団体に係る確認事項	グループの設立の経緯は明らかになっているか	10	グループ(共同体)届 グループ構成団体業務 分担表 グループ(共同体)協定書
		グループ応募する必要性・理由は妥当なものか	10	
		構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか	10	
		構成団体の人員配置は妥当であるか	10	
		各団体の経費配分は妥当であるか	10	

※各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。